

○ 市町村サービス一覧【神山町】

【注意事項】

- この表は、令和6年10月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
- 掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したものから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。
(詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認願います。)
- なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和6年10月1日現在
(随時更新中)

番号	制度・行政サービス名	対象・内容	サービス提供に当たっての 留意事項	問合せ先				備考
				受領証又は受領カードの提示	必要	不要	担当課名	
1	町営住宅入居申し込み	パートナーシップ関係にある2人を婚姻関係と同様の事情にある者とし、町営住宅の入居申込を可能とする。	パートナーシップ宣誓書受領証の提示。その他の入居要件は町条例等による。	<input checked="" type="radio"/>			住民課	088-676-1113
2	神山町集合住宅入居申し込み	世帯としての申し込み	パートナーシップ宣誓書受領証の提示。その他は町条例等による。	<input checked="" type="radio"/>			総務課	088-676-1111
3	災害時の安否情報の提供	照会者が、「パートナーシップ」を宣誓した者及びその親族等である場合、災害時の安否情報を提供することができる	パートナーシップ宣誓書受領証の提示	<input checked="" type="radio"/>			総務課	088-676-1111